電池や充電池搭載品は有害ごみ！可燃・不燃ごみに入れないで！

親子で遊ぼう　幼児クラブ

からだを動かした遊び、季節の行事や工作、リトミックなどを行います。

▽**期日**　初回は、5月15日㈮
※2回目以降は、毎月第1・第3金曜日
▽**時間**　午前10時～11時30分
▽**場所**　屋城児童館
▽**対象**　市内在住の1歳（申込み時点で1歳になる幼児）から4歳までの子どもとその保護者
※年齢は、申込み時点
▽**定員**　15組
▽**費用**　無料
▽**締切り**　5月13日㈬まで
▽**申込み方法**　電話か電子申請で申し込んでください。
▽**申込み・問合せ**　屋城児童館［☎558・5288　午前10時～午後5時30分（日曜日・祝日を除く）］

電子申請

横川観光ファインプラザ屋内プール臨時休場

屋内プールの清掃（水の入れ替え作業）のため、休場します。詳しくは、横川観光ファインプラザホームページをご覧ください。

▽**期間**　6月3日㈬～6日㈯
▽**問合せ**　横川観光ファインプラザ（☎596・5611）
▽**担当課**　スポーツ推進課スポーツ推進係

横川観光ファインプラザホームページ

8月1日㈯開催 第21回あきる野夏まつり 参加者・出店者募集

▽**募集内容**
●ステージ参加者…秋留野広場で実施するステージイベントの出演
●模擬店出店者（40区画分）
＊区画…1区画（テント1張間口3.6㍍×奥行1.8㍍）
＊出店料…2万5千円（道路使用申請手数料含む）
▽**対象**　市内事業者、市民団体など
※代表者は、18歳以上の方
▽**申込み方法**　商工振興課で配布している募集要領を確認の上、必要事項を記入し、5月14日㈭から20日㈬までの間に窓口で申し込んでください。
※予定参加者数か区画数を超えた場合は、抽選を行います。
▽**申込み・問合せ**　商工振興課商工振興係（直通558・1867）

ファミリー・サポート・センター「提供会員養成講習会」

ファミリー・サポート・センターは、地域で助け合いながら、子どもの一時預かりや送迎などの子育ての相互援助活動をする会員組織です。市内在住の20歳以上で地域の子育て支援に関心のある方やファミリー・サポート事業に関心のある方を対象に、提供会員養成講習会を開催します。講習会を修了した方で提供会員として入会登録をした方が、援助活動をすることができます。

▽**期日**　6月2日㈫・4日㈭・5日㈮・8日㈪・12日㈮・15日㈪・17日㈬（全7日）
▽**場所**　子育てステーションこころの会議室（トラストルピア2階）など
▽**費用**　6月4日㈭のみ普通救命講習テキスト代として1700円が必要となります。
※一部補助あり
▽**申込み方法**　5月30日㈯までに、窓口か電話で申し込んでください。
▽**申込み・問合せ**　ファミリー・サポート・センター（☎550・3855）
▽**担当課**　こども家庭センター子育て支援事業係

下水道使用区域拡大に伴う供用開始の告示・縦覧

供用開始の告示

引田、入野、山田地区の一部の方は、6月1日から下水道を使用できるようになるため、同日付けで供用開始の告示を行います。

下水道の使用開始区域図の縦覧

▽**日時**　5月15日㈮～29日㈮（土曜・日曜日を除く）午前8時30分～午後5時15分（水曜日は午後8時まで）
▽**場所**　生活排水対策課

下水道への接続工事はお早めに

下水道が使用できる区域にお住まいの方は、下水道への接続工事をお願いします。下水道の工事が完了し、使用開始の告示がされると対象区域の方は、私費で下水道への接続工事をすることになります。浄化槽を使用の方は、できるだけ早く浄化槽を廃止して下水道へ接続してください。くみ取り便所を使用の方は3年以内に水洗便所に改造して下水道へ接続してください。台所や風呂などの雑排水も接続してください。

助成制度をご利用ください

公共下水道が使用できる区域で一定の要件を備えている方に対し、水洗便所改造資金に必要な融資のあっ旋・利子補給と補助金の助成制度があります。

供用開始から3年の期限を過ぎると、排水設備工事の助成制度は受けられなくなります。詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

排水設備工事の申込みは指定下水道工事店へ

トイレなど汚水を流す排水設備は、市指定下水道工事店に依頼して設置する施設です。この工事は市指定下水道工事店以外の工事店では施工できません。市指定下水道工事店は、排水設備工事のほか使用開始の届けや助成制度に必要な手続きも行いますので相談してください。

▽**問合せ**　生活排水対策課

手当や医療費助成の手続はお済みですか

乳幼児、小・中学生、高校生等、ひとり親、障がい児で、要件（所得制限等）に該当する場合は、申請により各種手当、助成が受けられます。

各種手当

▽児童手当
●対象…高校生年代までの児童を監護している父、母、養育者
●手当額（月額）
＊0歳～3歳未満（第1子・第2子）…1万5千円
＊0歳～3歳未満（第3子以降）…3万円
＊3歳～高校生年代（第1子・第2子）…1万円
＊3歳～高校生年代（第3子以降）…3万円

▽児童扶養手当
●支給月…4月、6月、8月、10月、12月、2月（前月分までをまとめて支給）
●対象…障がいがある20歳未満か18歳に達する日以後の最初の3月31日までで、次のいずれかの状態にある児童（児童福祉施設に入所している方を除く）を監護している父、母、養育者
＊父母が離婚した児童
＊父か母が死亡した児童
＊父か母に重度の障がいのある児童
＊父か母が生死不明の児童
＊父か母に1年以上遺棄されている児童
＊父か母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
＊父か母が法令で1年以上拘禁されている児童
＊婚姻によらず生まれた児童
●手当額（月額）
＊全部支給…4万8050円
＊一部支給…4万8040円～1万1340円
＊第2子以降加算額…全部支給1万1350円、一部支給1万1340円～5680円
●支給月…5月、7月、9月、11月、1月、3月（前月分までをまとめて支給）

▽児童育成手当（育成手当）
●対象…18歳に達する日以後の最初の3月31日までで、児童扶養手当の対象である児童を監護している父、母、養育者
●手当額（月額）…1万3500円（児童1人につき）
●支給月…6月、10月、2月（前月分までをまとめて支給）

▽児童育成手当（障害手当）
●対象…20歳未満で心身に障がいがあり、次のいずれかに該当する児童を監護している父、母、養育者（児童福祉施設に入所している方を除く）
＊愛の手帳1から3度程度までの児童
＊身体障害者手帳1から2級程度までの児童
＊脳性まひか進行性筋萎縮症の児童
●手当額（月額）…児童1人につき1万5500円
●支給月…6月、10月、2月（前月分までをまとめて支給）

▽特別児童扶養手当
●対象…20歳未満で心身に障がいがあり、次のいずれかに該当する児童を監護している父、母、養育者（児童福祉施設に入所している方を除く）
＊身体障害者手帳1から2級程度と下肢4級程度の一部の児童
＊知的障害…おおむね愛の手帳1から3度程度までの児童
＊精神障害…右記と同程度の障がいがある児童（自閉症スペクトラム症等により日常生活に著しい制限を受ける場合等）
＊複数の障がいの場合、上記の障がいの程度より軽度な場合でも該当することがあります。
※受給資格の目安です。所定の診断書などの判定により、受給できない場合があります。
●手当額（月額）
＊1級…5万8450円
＊2級…3万8930円
●支給月…4月、8月、11月（原則、前月分までをまとめて支給）

医療費助成制度

▽ひとり親家庭等医療費助成制度　医療機関で支払う申請者と対象児童の医療費を助成（所得によって一部負担金有り）。
●対象…児童扶養手当の対象者と同じで、各種健康保険に加入している方

▽乳幼児医療費助成制度　医療機関で支払う対象の乳幼児の医療費を助成。
●対象…乳幼児（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）を監護し、各種健康保険に加入している方

▽義務教育就学児医療費助成制度　医療機関で支払う対象児童の医療費を助成
●対象…小学校1年生から中学校3年生まで（15歳に達する後日以降の最初の3月31日まで）の児童を監護し、各種健康保険に加入している方

▽高校生等医療費助成制度　医療機関で支払う対象の高校生等の医療費を助成
●対象…高校生等（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）を監護し、各種健康保険に加入している方

▽**申請・問合せ**　こども政策課手当助成係